平成２４年（フ）第５７７９号
大阪府東大阪市高井田西５丁目３番13―301号
債務者　志村政則こと　曺　　政則
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４１号
大阪府大東市深野北１丁目９番29号　エスポワール201号
債務者　永田　貴子（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６６号
大阪府豊中市島江町１丁目３番10―503号
債務者　谷山　雅子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９６号
大阪府東大阪市新庄２丁目14番13号　エステートピアコーワ101号
債務者　田中　美保
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２１号
大阪市鶴見区安田３丁目８番８号　305
債務者　松谷　真治
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２５１号
大阪市西淀川区御幣島１丁目13番３―303号
債務者　伊東　佳代
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１８号
大阪市東淀川区菅原５丁目１番２号　メゾン菅原１－Ａ号
債務者　平井荘一郎
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３２９号
大阪府松原市阿保３丁目11番６号
債務者　井上　佳美
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３３４号
大阪府吹田市岸部中３丁目８番28号、前住所大阪府吹田市岸部北５丁目10番13号
債務者　石田　　貢
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３４４号
大阪市北区本庄東１丁目７番17号　第一旭ビル206号室
債務者　小林　　郷
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６７号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番22号　グランビルド阿倍野203号
債務者　長谷川武志
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９号
熊本県玉名郡長洲町大字腹赤636番地４
債務者　谷川　博和
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第９５号
熊本県荒尾市桜山町４丁目９番13号２
債務者　宮崎　和彦
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３０９号
青森県下北郡大間町字蛇浦道11－９　島アパート３号、住民票上の住所北海道茅部郡森町字砂原１丁目183番地１
債務者　高橋　里江
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目１番地16　Ｔ―ウィング703
債務者　服部　澄子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６３号
神奈川県横須賀市不入斗町４丁目51番地１　エンブレム湘南不入斗Ⅱ503
債務者　田端まゆみ
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２１０号
愛知県津島市中一色町清光坊252番地
債務者　福田　美樹
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部